

## 日本太陽エネルギー学会著作権規程

平成元年3月31日制定  
平成30年5月8日一部改定

第1条 本学会は、本学会が発行する学会誌、論文集、その他一切の刊行物および刊行物に収録された著作物の著作権に関して、紙媒体、電磁的媒体等、発行もしくは公表の手段を問わず、日本国の著作権法ならびに日本が加入している関連する国際条約を遵守して下記の様に処理する。

### (著作物の定義)

第2条 本規定において前条の著作物は、本学会刊行物への掲載を目的に寄稿・投稿された原稿中の文章、図表、写真等(以下、原著作物)と、それらを構成要素とする本学会による編集過程以降、本学会が発行する雑誌等に掲載された記事・要旨等の編集著作物から成るものとする。

### (著作権の帰属)

第3条 原著作物および編集著作物の著作権は、それぞれの創作者である寄稿・投稿された原稿の著者(以下、原著作者)および本学会にそれぞれ帰属する。

2、この際、例えば、本学会が刊行した編集著作物中に記載された構成要素を原著作者自身が本学会学会誌を含む学術誌に原著論文の二重投稿にならない範囲において投稿するなど学術目的として再利用すること、および編集著作物の複製物を学術会議等において限られた範囲に対し配布することを本学会は妨げない。本学会は、編集著作物を電子化したものを学会ホームページや電子的アーカイブ等で公開できるものとする。

### (著作権者の義務)

第4条 原著作物及び、編集著作物に起因する他者の権利の侵害、苦情や問い合わせに関する一切の対応責任は、それぞれの創作者である原著作者及び本学会に属する。

### (著作物の利用許諾)

第5条 本学会が刊行した著作物の利用許諾の申請は文書を持って行う。本学会が有する著作権について本学会に対して利用許諾申請が行われた場合、本学会は申請者に対し、原著作者に対しても申請を行う事を促す事とする。

### (著作権の所轄)

第6条 本学会の著作権の利用許諾および権利侵害や苦情の対応については、各刊行物発行担当の委員会等を主体として事務局が所轄・対応する。